

養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業

担当課名 子育て支援課

※下記の点について、ご記入をお願いします。
不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

■本市における事業名

養育支援訪問事業、要保護児童対策協議会

■事業の概要

子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。
要保護児童対策協議会を通じて専門機関の連携強化を図り、支援ネットワークを構築していく事業です。

■確保方策の考え方

養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業については、ネットワークの構築は出来ているので、今後さらなる機関連携や専門性の強化を図っていきます。

■4年間（令和2年～令和5年）の事業実施の経過（推移）と内容

・確保提供量と実利用者数

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量 （人）	実人数（人）	10	10	10	10	10
	訪問件数（件）	40	40	40	40	40
②実利用者数	実人数（人）	5	5	6		
	訪問件数（件）	32	169	377		
②－①	実人数（人）	-5	-5	-4		
	訪問件数（件）	-8	129	337		
実施体制		子ども家庭支援センターにて実施				

・事業の経過

養育支援訪問事業については、相談支援の中で利用勧奨を図り、利用件数は増加傾向にある。また必要に応じて助産師による訪問相談支援を実施している。
令和5年度からは事業所による養育支援ホームヘルパー派遣事業を開始した。
要保護児童対策協議会を通じた関係機関の連携強化については、例年、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議のほか、各学校・保育園との連絡会等様々な場面で連携を図っている。

☐ 次年度に向けての方向性

（育児・家事援助は児童福祉法の改正に伴い子育て世帯訪問支援事業に移行）

令和 6 年度より、家事・育児援助の訪問については、児童福祉法の改正に伴い子育て世帯訪問支援事業に移行するが、引き続き育児支援サポーター派遣事業及び養育支援ホームヘルパー派遣事業を継続していく。

専門的訪問支援事業についても、引き続き子ども家庭支援センター職員及び助産師等外部専門員による相談支援を行っていく。

要保護児童対策協議会を通じた関係機関の連携強化についても、引き続き、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議のほか、各学校・保育園との連絡会等様々な場面で連携を図っていく。

ヤングケアラーについて、早期把握・支援体制構築のため、関係機関との連携を図っていく。

虐待対応件数が増加する中、専門的相談の必要性も高まっていることから、子ども家庭支援センターの相談体制について、心理職、保健師等専門職の配置や、虐待対策ワーカーの増配置を検討していく。

こども家庭センターの設置に向け、母子保健分野（子ども総合相談窓口、子ども保健・発達支援係）との連携強化のための体制構築を図っていく。

☐ その他

以上で調査は終了です。
ありがとうございました。